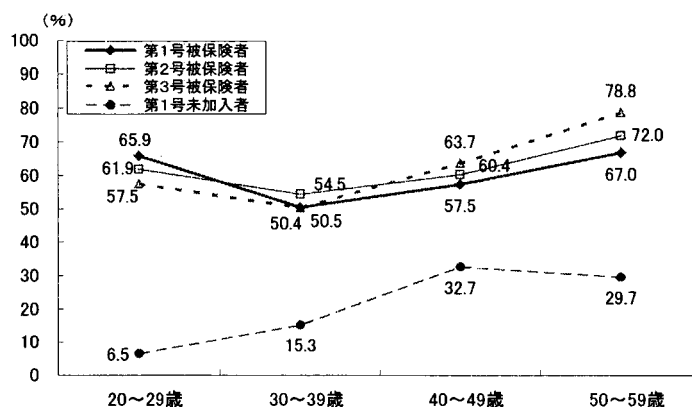


(3) 学生納付特例制度に関する周知度

学生納付特例制度について知っている者の割合は、第3号被保険者で63.0%、第2号被保険者で61.9%、第1号被保険者で61.6%となっているのに対して、第1号未加入者では28.9%にとどまっている。

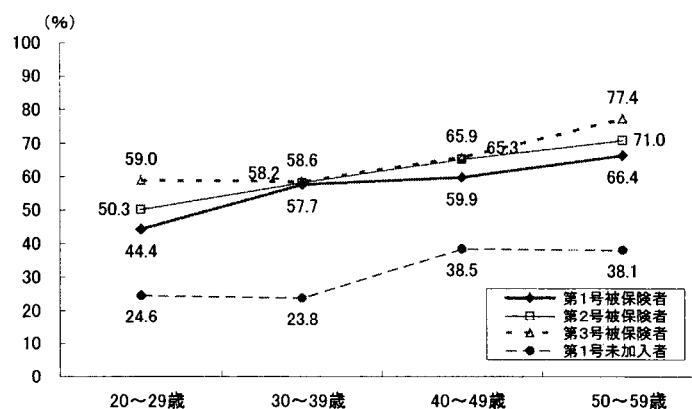
学生納付特例制度に関する周知度 (20~59歳)



(4) 障害年金に関する周知度

障害年金について知っている者の割合は、第3号被保険者で66.1%、第2号被保険者で61.2%、第1号被保険者で56.5%となっているのに対して、第1号未加入者では36.8%にとどまっている。

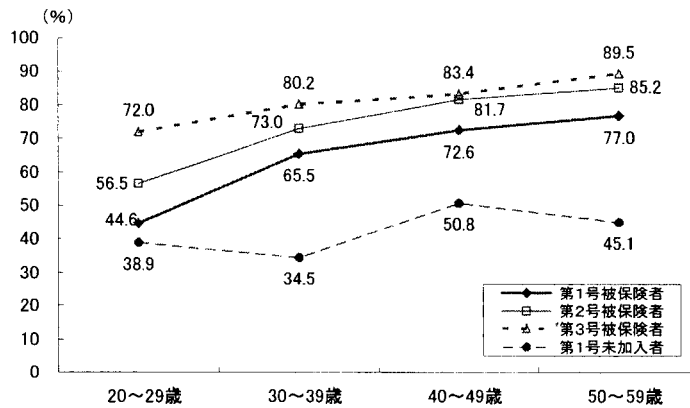
障害年金に関する周知度 (20~59歳)



(5) 遺族年金に関する周知度

遺族年金について知っている者の割合は、第3号被保険者で83.0%、第2号被保険者で74.3%、第1号被保険者で63.6%となっているのに対して、第1号未加入者では46.1%にとどまっている。

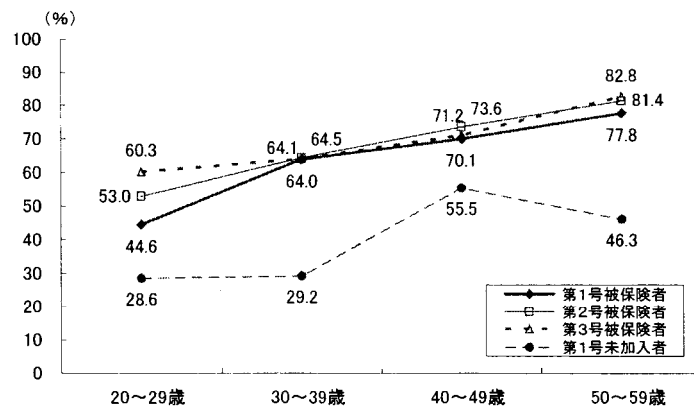
遺族年金に関する周知度 (20～59歳)



(6) 年金受給要件に関する周知度

年金受給要件について知っている者の割合は、第3号被保険者で71.1%、第2号被保険者で68.2%、第1号被保険者で63.1%となっているのに対して、第1号未加入者では47.7%にとどまっている。

年金受給要件に関する周知度 (20～59歳)

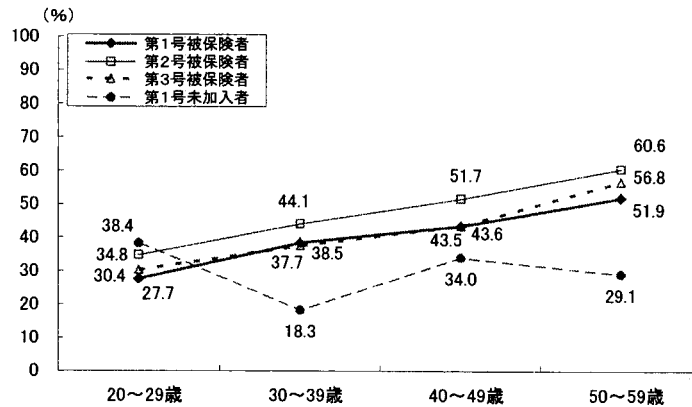


(7) 年金給付の実質価値維持の制度に関する周知度

年金額が物価の上昇に応じてスライド改定されていること（実質価値の維持）について知っている者の割合は、第2号被保険者で47.9%、第3号被保険者で44.1%、第1号被保険者で40.1%、第1号未加入者では30.3%となっている。

20～29歳では、知っている者の割合は、第1号未加入者では38.4%、第2号被保険者で34.8%、第3号被保険者で30.4%、第1号被保険者で27.7%となっており、この年齢階級では加入状況による違いはあまり見られない。

年金給付の実質価値維持の制度に関する周知度（20～59歳）

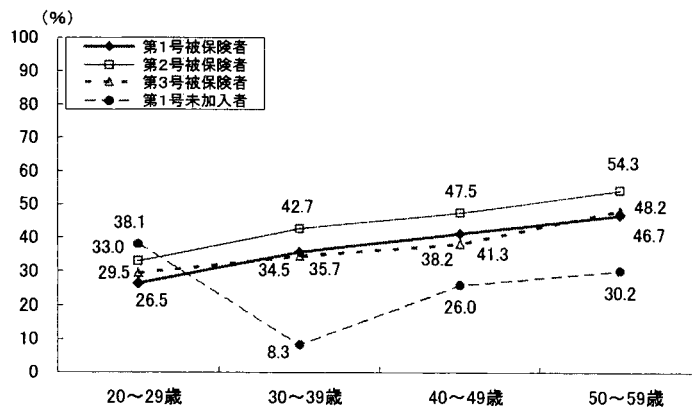


(8) 基礎年金の国庫負担に関する周知度

基礎年金には国庫負担が3分の1あることについて知っている者の割合は、全体的に低く、第2号被保険者で44.5%、第3号被保険者で39.0%、第1号被保険者で37.1%、第1号未加入者で27.4%となっている。

20～29歳では、知っている者の割合は、第1号未加入者で38.1%、第2号被保険者で33.0%、第3号被保険者で29.5%、第1号被保険者で26.5%となっており、この年齢階級では加入状況による違いはあまり見られない。

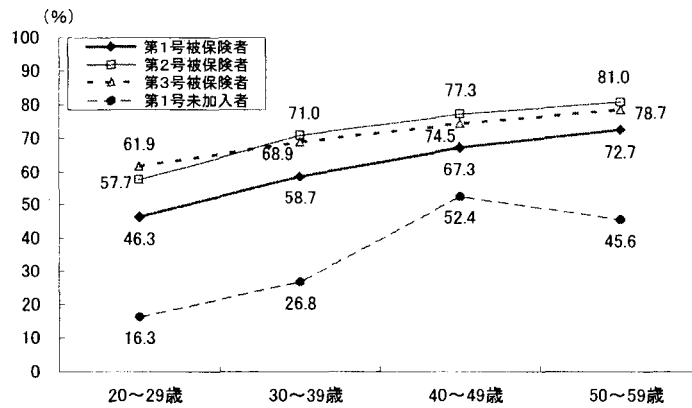
基礎年金の国庫負担に関する周知度（20～59歳）



(9) 基礎年金の財政に関する周知度

基礎年金の財政は、厚生年金保険、共済組合、国民年金などの全ての公的年金制度の加入者の負担で支えられていることについて知っている者の割合は、第3号被保険者で72.7%、第2号被保険者で71.9%と高く、第1号被保険者が60.5%となっているのに対して、第1号未加入者では45.7%となっている。

基礎年金の財政に関する周知度 (20～59歳)

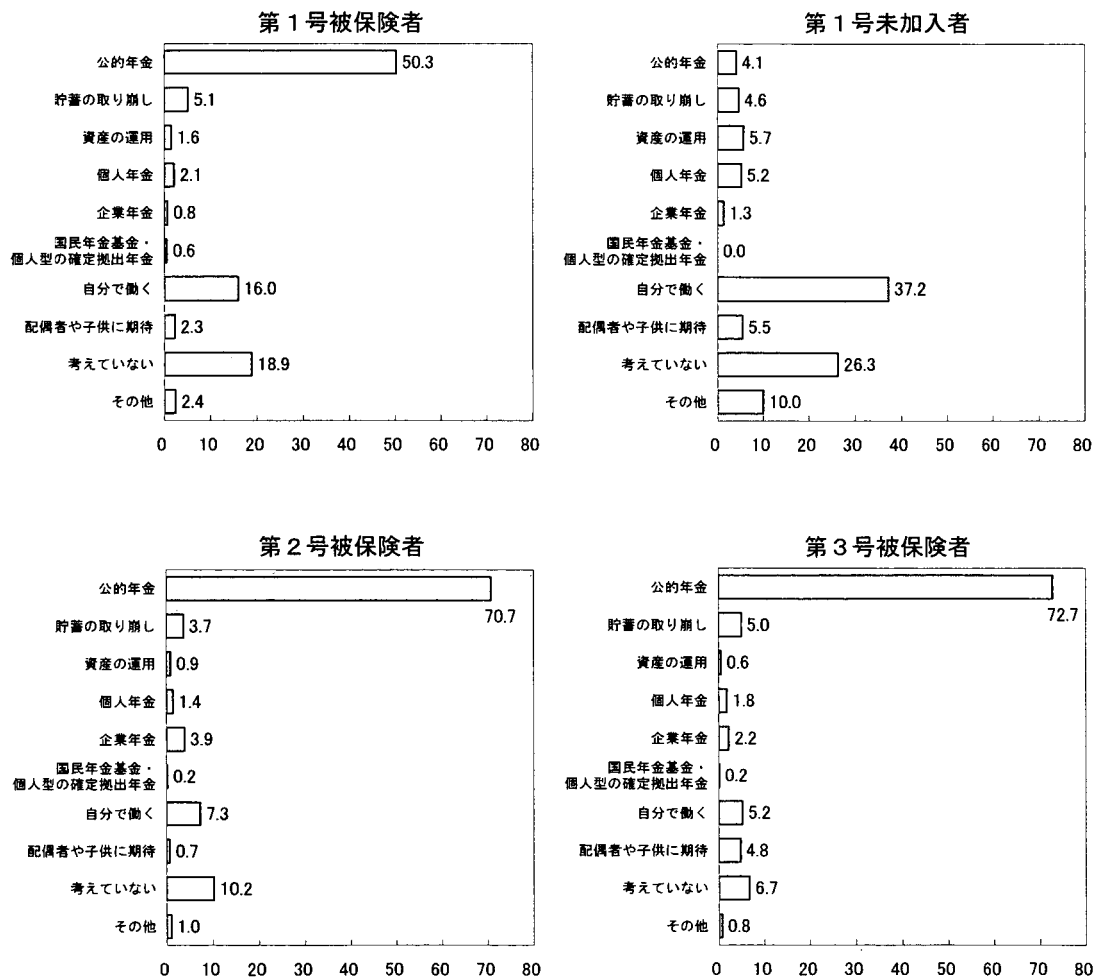


8. 老後の生活設計（20～59歳の者の状況）

老後の生活設計についての主要回答をみると、公的年金加入者では、「公的年金」が最も多い。第2号被保険者及び第3号被保険者では7割以上を占めており、第1号被保険者でも50.3%を占めている。対して、第1号未加入者では、「自分で働く」が37.2%で最も多く、「考えていない」が26.3%、「資産の運用」が5.7%となっている。

老後の生活設計（主要回答）（20～59歳）

（単位：％）



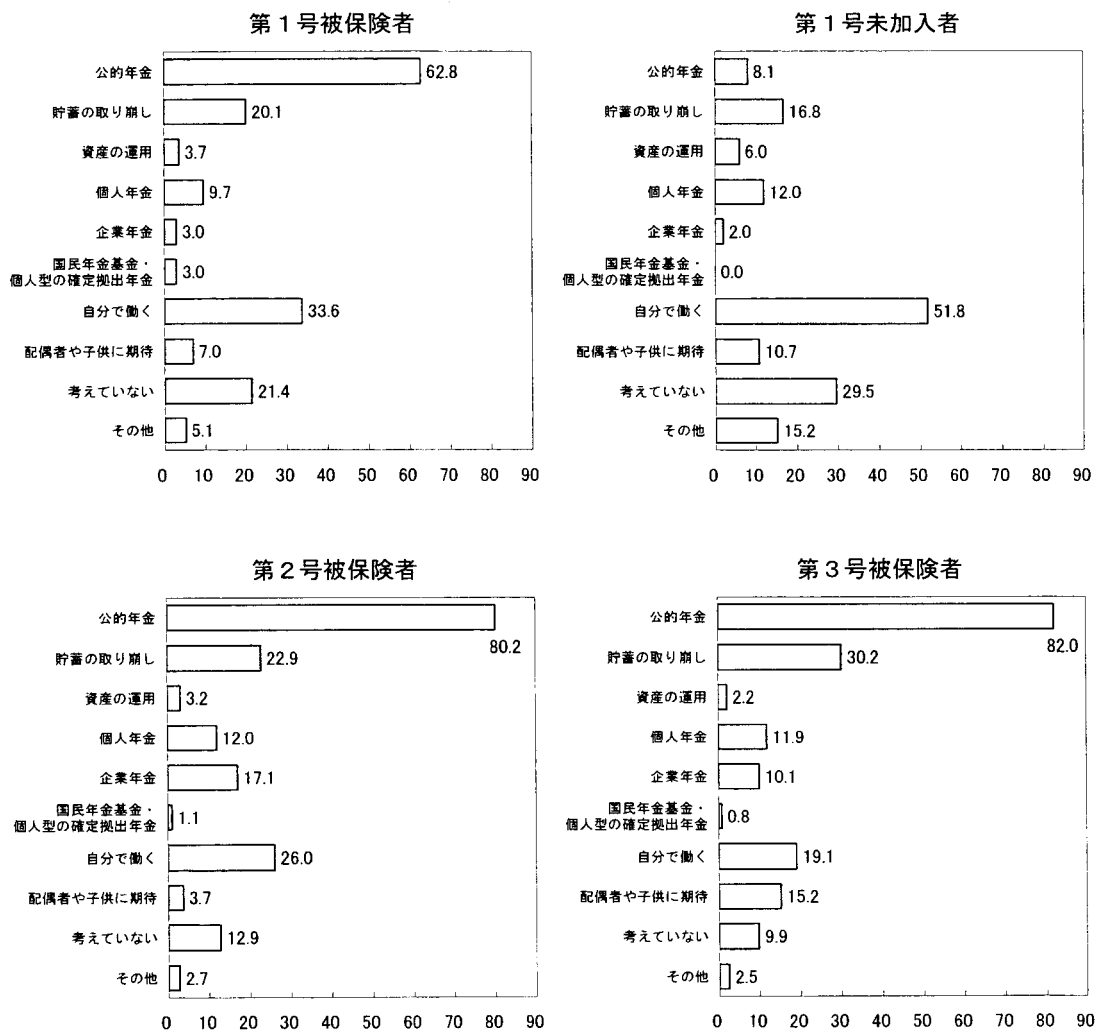
注1) 無回答の者を除く。

注2) 20～59歳の者にかかる状況である。

また、複数回答（3つまで）をみると、公的年金加入者では、「公的年金」が最も多い。第2号被保険者及び第3号被保険者では8割程度を占めており、第1号被保険者でも62.8%を占めている。対して、第1号未加入者では、「自分で働く」が51.8%、「考えていない」が29.5%、「貯蓄の取り崩し」が16.8%となっている。

老後の生活設計（複数回答（3つまで））（20～59歳）

（単位：％）



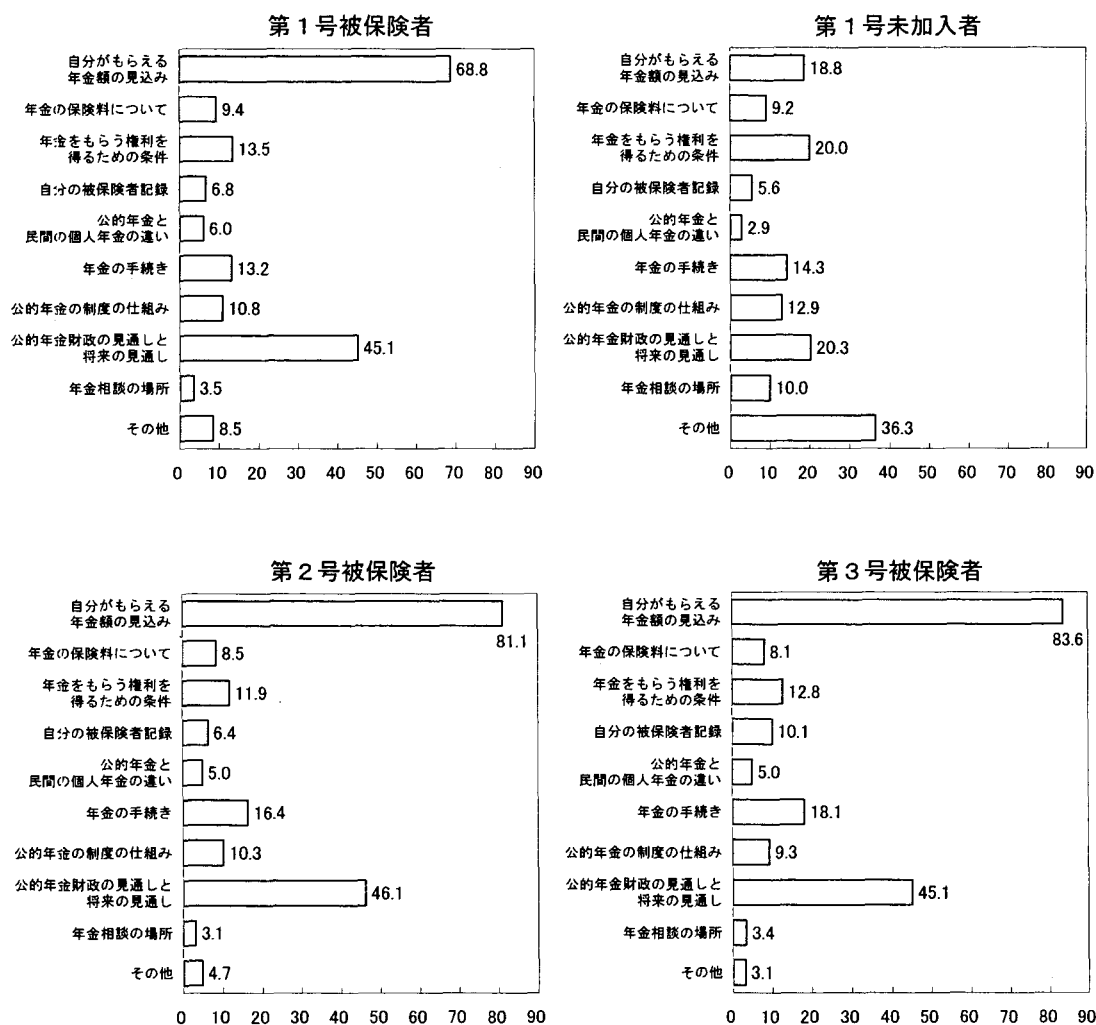
- 注1) 無回答の者を除く。
 2) 複数回答（3つまで）であるため、合計は100%を超える。
 3) 20～59歳の者にかかる状況である。

9. 公的年金に関して知りたいこと（20～59歳の者の状況）

公的年金に関して知りたいことをみると、公的年金加入者では、「自分がもらえる年金額の見込み」や「公的年金財政の見通しと将来の見通し」について知りたいとする者の割合が際立って高いが、第1号未加入者ではそのような傾向が見られない。

公的年金に関して知りたいこと（20～59歳）

（単位：％）



注1) 無回答の者を除く。

2) 複数回答（3つまで）であるため、合計は100%を超える。

3) 20～59歳の者にかかる状況である。

10. 公的年金受給状況（65歳以上の者の状況）

（1）概要

平成16年11月30日現在における65歳以上の者については、被保険者が60万0千人、被保険者以外で公的年金（恩給を含む。）受給権ありの者が2,368万2千人、公的年金受給権なしの者が62万6千人となっている。

前回の平成13年調査における結果と比較して、被保険者は57万0千人の増加、公的年金受給権ありの者は155万6千人の増加、公的年金受給権なしの者は2万4千人の増加となった。

なお、65歳以上人口に占める被保険者の割合は2.4%、公的年金受給権ありの者の割合は95.1%、公的年金受給権なしの者の割合は2.5%となり、前回調査と比較してそれぞれ2.3ポイントの増加、2.1ポイントの減少、0.1ポイントの減少となっている。

公的年金加入・受給状況（65歳以上）

	総数	被保険者				被保険者以外		
		国民年金 任意加入	厚生年金 保	共済組合	公的年金 受給権あ	公的年金 受給権な	し	
総数	24,908	600	12	560	28	24,308	23,682	626
男子	10,521	436	5	407	23	10,086	9,802	284
女子	14,386	164	6	153	5	14,222	13,880	342
							(単位：千人)	
総数	100.0	2.4	0.0	2.2	0.1	97.6	95.1	2.5
男子	100.0	4.1	0.1	3.9	0.2	95.9	93.2	2.7
女子	100.0	1.1	0.0	1.1	0.0	98.9	96.5	2.4
							(単位：%)	

注1) 65歳以上の者にかかる状況である。

注2) 被保険者には、被用者年金保険の老齢（退職）給付の受給権を有する在職者も含む。

また、公的年金受給権なしの者を男女別にみると、男子28万4千人、女子34万2千人となっており、前回調査と比較して、男子は4万2千人の増加、女子は1万8千人の減少となった。

なお、65歳以上人口に占める公的年金受給権なしの者の割合は、男子では2.7%、女子では2.4%となり、前回調査と比較して、男子は増加、女子は減少している。

（2）公的年金受給権なしの者の配偶者の状況

公的年金受給権なしの者の配偶者の状況をみると、配偶者ありの者が40万3千人（配偶者が同居している者が38万5千人）、このうち夫婦としては年金をもらっている者等は18万2千人となっている。「夫婦としては年金をもらっている者等」以外の公的年金受給権なしの者は44万4千人となっており、この者が65歳以上人口に占める割合は1.8%で、前回調査と同じ割合となった。

公的年金受給権なしの者（65歳以上）の配偶者の状況

	受給権なし		
	男子	女子	(単位:千人)
総数	626	342	
配偶者あり	403	207	
配偶者が同居している	385	196	
同居配偶者が受給権あり	126	74	
同居配偶者が被保険者	56	11	
同居配偶者がいずれでもない	138	83	
同居配偶者の状況不詳	65	28	
配偶者が同居していない	13	12	
配偶者が同居しているかどうか不詳	5	0	
配偶者なし	221	134	
配偶者の有無不詳	1	1	
(再掲)			
夫婦としては年金をもらっている者等	182	85	
それ以外の公的年金受給権なしの者	444	257	

注1) 65歳以上の者にかかる状況である。

2) 「それ以外の公的年金受給権なしの者」には、配偶者なしの者、配偶者が同居していない者及び配偶者の状況が不詳の者を含む。

また、公的年金受給権なしの者の配偶者の状況を男女別にみると、夫婦としては年金をもらっている者等は、男子9万7千人、女子8万5千人となっており、65歳以上人口に占める割合は、前回調査と比較して、男子（配偶者は女子）では増加、女子（配偶者は男子）では減少している。「夫婦としては年金をもらっている者等」以外の公的年金受給権なしの者は、男子18万6千人、女子25万7千人となっており、65歳以上人口に占める割合は男女とも前回調査とほぼ同じ割合となった。

公的年金受給権なしの者（65歳以上）人数及び割合の推移

	平成10年調査		平成13年調査		平成16年調査	
	人数 (単位:千人)	割合 (単位:%)	人数 (単位:千人)	割合 (単位:%)	人数 (単位:千人)	割合 (単位:%)
総数	801	3.9	602	2.6	626	2.5
男子	242	2.9	242	2.5	284	2.7
女子	559	4.7	360	2.7	342	2.4
夫婦としては年金をもらっている者等	362	1.8	198	0.9	182	0.7
男子	90	1.1	79	0.8	97	0.9
女子	272	2.3	119	0.9	85	0.6
それ以外の公的年金受給権なしの者	439	2.1	404	1.8	444	1.8
男子	152	1.8	163	1.7	186	1.8
女子	287	2.4	241	1.8	257	1.8

注1) 「それ以外の公的年金受給権なしの者」には、配偶者なしの者、配偶者が同居していない者及び配偶者の状況が不詳の者を含む。

2) 平成10年調査では、受給権なしの者に恩給のみ受給者（平成10年国民生活基礎調査によると25万人）を含む。

(3) 都道府県別の状況

65歳以上の者の状況を都道府県別にみると、首都圏及び沖縄県で公的年金受給権なしの者の割合が高くなっている。

都道府県別公的年金加入・受給状況 (65歳以上)

	総数	被保険者				被保険者以外				割合 (%)
		国民年金 任意加入	厚生年金 保	共済組合	公的年金 受給権 あ	公的年金 受給権 な	公的年金 受給権 し	割合 (%)		
									(単位：千人)	
全 国	24,908	600	12	560	28	24,308	23,682	626	2.5	
北海道	1,168	31	1	29	2	1,136	1,104	32	2.7	
青森	322	6	0	5	1	316	308	8	2.4	
岩手	340	6	0	6	1	333	328	5	1.5	
宮城	462	11	0	9	2	451	441	10	2.1	
秋田	307	4	0	4	0	303	296	7	2.2	
山形	312	4	0	4	0	308	305	3	1.0	
福島	472	8	0	7	1	464	456	8	1.7	
茨城	556	9	0	8	1	547	532	14	2.5	
栃木	383	7	0	7	0	376	368	8	2.0	
群馬	411	9	0	8	0	402	395	7	1.7	
埼玉	1,082	32	1	29	3	1,050	1,014	36	3.3	
千葉	1,002	24	1	23	0	978	944	35	3.5	
東京	2,172	68	2	66	0	2,103	2,011	92	4.2	
神奈川	1,396	41	1	37	3	1,354	1,312	43	3.1	
新潟	578	10	0	10	0	568	561	8	1.3	
富山	259	7	0	6	0	253	247	5	2.1	
石川	244	6	0	6	0	238	233	5	2.1	
福井	187	5	0	5	0	182	178	4	2.3	
山梨	193	4	0	4	0	189	184	5	2.5	
長野	523	12	0	11	1	511	506	5	0.9	
岐阜	434	11	0	11	0	423	416	7	1.7	
静岡	761	20	0	19	0	742	732	9	1.2	
愛知	1,194	36	0	35	1	1,157	1,138	20	1.7	
三重	395	8	0	7	0	387	379	8	1.9	
滋賀	247	5	0	5	0	241	238	4	1.5	
京都	513	14	0	14	0	498	483	15	2.9	
大阪	1,506	39	1	37	0	1,467	1,416	51	3.4	
兵庫	1,063	25	0	23	2	1,038	1,018	20	1.9	
奈良	278	8	0	7	1	271	263	8	2.8	
和歌山	250	5	0	4	1	245	239	6	2.3	
鳥取	149	3	0	3	0	146	141	5	3.4	
島根	206	4	0	4	0	201	197	5	2.3	
岡山	435	11	0	10	1	425	417	7	1.7	
広島	590	14	0	13	0	576	565	11	1.9	
山口	373	8	0	7	1	365	360	5	1.4	
徳島	198	4	0	4	0	193	186	8	3.9	
香川	237	6	0	6	0	231	227	3	1.5	
愛媛	351	7	0	6	0	345	339	6	1.6	
高知	207	4	0	4	0	203	196	7	3.5	
福岡	961	23	1	21	2	938	910	28	2.9	
佐賀	197	4	0	3	0	194	189	4	2.2	
長崎	344	6	0	5	1	338	330	8	2.3	
熊本	433	7	0	6	1	426	418	8	1.8	
大分	293	6	0	5	0	287	278	9	3.2	
宮崎	271	5	0	4	1	266	259	7	2.6	
鹿児島	437	9	0	7	2	429	421	8	1.7	
沖縄	219	5	0	4	1	214	204	10	4.8	
(再掲)										
札幌市	303	9	0	8	1	293	285	8	2.6	
仙台市	155	6	0	4	1	149	146	3	2.0	
さいたま市	139	5	0	4	1	135	130	4	3.2	
千葉市	139	4	0	4	0	135	131	4	3.0	
東京都区部	1,489	50	1	49	0	1,438	1,379	59	4.0	
横浜市	565	19	0	17	1	547	531	16	2.7	
川崎市	182	5	0	5	0	177	172	5	2.8	
名古屋市	387	14	0	13	1	373	367	6	1.5	
京都市	274	9	0	9	0	265	258	8	2.8	
大阪市	468	10	1	9	0	458	443	15	3.2	
神戸市	285	8	0	7	1	277	272	5	1.8	
広島市	181	5	0	5	0	176	173	3	1.8	
北九州市	209	5	0	5	0	204	199	6	2.8	
福岡市	198	7	0	6	1	191	185	6	2.9	

注1) 65歳以上の者にかかる状況である。

注2) 割合は、65歳以上人口に占める公的年金受給権なしの者の割合である。

(参考1)

公的年金制度の周知状況 (20~59歳)

加入・納付義務に関する周知度

	総数	第1号被保険者 第2号被保険者 第3号被保険者 第1号未加入者			
		第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者	第1号未加入者
総数	91.8	89.2	93.1	94.8	60.6
20~29歳	86.2	83.4	88.3	91.6	57.8
30~39歳	93.1	90.6	93.9	94.5	54.1
40~49歳	93.9	92.4	94.8	95.4	68.8
50~59歳	93.4	92.4	94.8	95.5	56.2

保険料免除制度に関する周知度

	総数	第1号被保険者 第2号被保険者 第3号被保険者 第1号未加入者			
		第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者	第1号未加入者
総数	56.9	59.6	55.7	57.3	29.0
20~29歳	49.6	49.3	49.9	52.4	9.7
30~39歳	55.0	61.6	53.3	52.2	19.0
40~49歳	56.9	64.0	55.6	54.3	34.4
50~59歳	64.9	66.7	63.8	68.2	28.0

学生納付特例制度に関する周知度

	総数	第1号被保険者 第2号被保険者 第3号被保険者 第1号未加入者			
		第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者	第1号未加入者
総数	61.6	61.6	61.9	63.0	28.9
20~29歳	63.2	65.9	61.9	57.5	6.5
30~39歳	52.5	50.5	54.5	50.4	15.3
40~49歳	59.9	57.5	60.4	63.7	32.7
50~59歳	70.7	67.0	72.0	78.8	29.7

障害年金に関する周知度

	総数	第1号被保険者 第2号被保険者 第3号被保険者 第1号未加入者			
		第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者	第1号未加入者
総数	60.3	56.5	61.2	66.1	36.8
20~29歳	48.1	44.4	50.3	59.0	24.6
30~39歳	58.1	57.7	58.2	58.6	23.8
40~49歳	63.7	59.9	65.3	65.9	38.5
50~59歳	69.8	66.4	71.0	77.4	38.1

遺族年金に関する周知度

	総数	第1号被保険者 第2号被保険者 第3号被保険者 第1号未加入者			
		第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者	第1号未加入者
総数	72.0	63.6	74.3	83.0	46.1
20~29歳	52.2	44.6	56.5	72.0	38.9
30~39歳	72.4	65.5	73.0	80.2	34.5
40~49歳	79.4	72.6	81.7	83.4	50.8
50~59歳	82.3	77.0	85.2	89.5	45.1

年金受給要件に関する周知度

	総数	第1号被保険者 第2号被保険者 第3号被保険者 第1号未加入者			
		第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者	第1号未加入者
総数	66.9	63.1	68.2	71.1	47.7
20~29歳	49.7	44.6	53.0	60.3	28.6
30~39歳	64.2	64.0	64.5	64.1	29.2
40~49歳	72.0	70.1	73.6	71.2	55.5
50~59歳	79.7	77.8	81.4	82.8	46.3

年金給付の実質的価値維持の制度に関する周知度

	総数	第1号被保険者 第2号被保険者 第3号被保険者 第1号未加入者			
		第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者	第1号未加入者
総数	44.6	40.1	47.9	44.1	30.3
20~29歳	31.4	27.7	34.8	30.4	38.4
30~39歳	41.4	38.5	44.1	37.7	18.3
40~49歳	47.7	43.6	51.7	43.5	34.0
50~59歳	56.3	51.9	60.6	56.8	29.1

基礎年金の国庫負担に関する周知度

	総数	第1号被保険者 第2号被保険者 第3号被保険者 第1号未加入者			
		第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者	第1号未加入者
総数	41.0	37.1	44.5	39.0	27.4
20~29歳	29.9	26.5	33.0	29.5	38.1
30~39歳	39.2	35.7	42.7	34.5	8.3
40~49歳	43.7	41.3	47.5	38.2	26.0
50~59歳	50.1	46.7	54.3	48.2	30.2

基礎年金の財政に関する周知度

	総数	第1号被保険者 第2号被保険者 第3号被保険者 第1号未加入者			
		第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者	第1号未加入者
総数	68.1	60.5	71.9	72.7	45.7
20~29歳	52.8	46.3	57.7	61.9	16.3
30~39歳	67.4	58.7	71.0	68.9	26.8
40~49歳	73.8	67.3	77.3	74.5	52.4
50~59歳	77.0	72.7	81.0	78.7	45.6

注1) 無回答の者を除く。

注2) 総数は、第1号被保険者、第2号被保険者、第3号被保険者及び第1号未加入者以外の者も含む。

(参考2)

65歳以上の者の状況

平成16年調査

	総数	被保険者			公的年金 受給権あり	公的年金 受給権なし	夫婦として は年金を もらって いる者等	それ以外の 公的年金 受給権 なしの者	
		国民年金 任意加入	厚生年金 保 険	共済組合					
総数	24,908	600	12	560	28	23,682	626	182	444
男子	10,521	436	5	407	23	9,802	284	97	186
女子	14,386	164	6	153	5	13,880	342	85	257
								(単位：千人)	
総数	100.0	2.4	0.0	2.2	0.1	95.1	2.5	0.7	1.8
男子	100.0	4.1	0.1	3.9	0.2	93.2	2.7	0.9	1.8
女子	100.0	1.1	0.0	1.1	0.0	96.5	2.4	0.6	1.8
								(単位：%)	
総数							100.0	29.1	70.9
男子							100.0	34.3	65.7
女子							100.0	24.7	75.3

平成13年調査

	総数	被保険者			公的年金 受給権あり	公的年金 受給権なし	夫婦として は年金を もらって いる者等	それ以外の 公的年金 受給権 なしの者	
		国民年金 任意加入	厚生年金 保 険	共済組合					
総数	22,758	30	15	0	15	22,126	602	198	404
男子	9,569	19	6	0	14	9,308	242	79	163
女子	13,189	11	9	0	2	12,818	360	119	241
								(単位：千人)	
総数	100.0	0.1	0.1	0.0	0.1	97.2	2.6	0.9	1.8
男子	100.0	0.2	0.1	0.0	0.1	97.3	2.5	0.8	1.7
女子	100.0	0.1	0.1	0.0	0.0	97.2	2.7	0.9	1.8
								(単位：%)	
総数							100.0	32.9	67.1
男子							100.0	32.6	67.4
女子							100.0	33.1	66.9

平成10年調査

	総数	被保険者			公的年金 受給権あり	公的年金 受給権なし	夫婦として は年金を もらって いる者等	それ以外の 公的年金 受給権 なしの者	
		国民年金 任意加入	厚生年金 保 険	共済組合					
総数	20,438	35	10	4	21	19,602	801	362	439
男子	8,452	21	4	0	17	8,189	242	90	152
女子	11,986	13	6	4	4	11,413	559	272	287
								(単位：千人)	
総数	100.0	0.2	0.0	0.0	0.1	95.9	3.9	1.8	2.1
男子	100.0	0.2	0.0	0.0	0.2	96.9	2.9	1.1	1.8
女子	100.0	0.1	0.1	0.0	0.0	95.2	4.7	2.3	2.4
								(単位：%)	
総数							100.0	45.2	54.8
男子							100.0	37.2	62.8
女子							100.0	48.7	51.3

注1) 「それ以外の公的年金受給権なしの者」には、配偶者なしの者、配偶者が同居していない者及び配偶者の状況が不詳の者を含む。

2) 平成10年調査では、受給権なしの者に恩給のみ受給者(平成10年国民生活基礎調査によると25万人)を含む。

3) 平成7年以前の調査では、公的年金の受給状況を調査していない。

用語の解説

公的年金加入状況（20～59歳の者の状況）

我が国では、20～59歳の者は皆、公的年金制度に加入することになっている（国民皆年金）が、この公的年金制度への加入状況について、以下のように区分している。

加入者

公的年金制度に加入している者であり、以下のように分類している。

第1号被保険者

公的年金制度の加入者で、下記の第2号被保険者及び第3号被保険者以外の者。自営業者（開業医・弁護士なども含む）や農業・漁業に従事する者及びその家族、パート・アルバイト・内職を行っている者、学生、無職の者等が該当する。加入義務はないが希望して国民年金に加入している任意加入被保険者も含む。

第2号被保険者

民間サラリーマンを対象とする厚生年金保険の被保険者及び公務員等を対象とする共済組合の組合員。

第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている配偶者（被扶養配偶者）。

非加入者

日本国内に住所を有する20～59歳の者であるにもかかわらず、公的年金制度に加入していない者であり、以下のように分類している。

1. 公的年金制度に加入したことがない者

届出を行っておらず、過去一度も公的年金制度に加入したことがない者である。さらにこの者を、届出を行った場合にどの被保険者種別に属するかによって、以下のように分類している。

① 第1号未加入者

届出を行えば第1号被保険者になる者。

② 第3号届出遅者

届出を行えば第3号被保険者になる者。第1号未加入者が第2号被保険者の被扶養配偶者になった場合が該当する。

2. 公的年金制度の加入者であったが、一時的に非加入の状態にある者

加入する公的年金制度の変更等のため、調査時点において一時的に第1号から第3号までのいずれの被保険者種別にも属さない者（経過的未届者）である。転職者や短期的な失業者及びその被扶養配偶者が届出を怠っている場合、届出中の者等が該当する。

この者は、届出を行い被保険者となった後には、未届期間も被保険者期間として遡及されることとなる。

3. 公的年金制度の加入者であったが、すでに裁定され加入者でなくなった者

被用者年金保険の老齢（退職）年金受給権者。

4. その他

調査票の記入誤り、記入漏れ・不備等のため、行政記録上確認できなかった者、区分が判明しなかった者等、上記のいずれにも当てはまらない者。調査時点において居住地で住民票登録がされておらず行政的に捕捉することが困難な者等が該当する。

この調査では、公的年金制度の加入者と加入したことがない者の状況を比較して調べるという観点から、非加入者のうちの1. を重視し、それ以外の2. 3. 4. はまとめて「その他の非加入者」として計上している。

公的年金加入・受給状況（60歳以上の者の状況）

60歳以上の者について、以下のように区分している。

被保険者

公的年金制度の被保険者（加入者）。国民年金の任意加入被保険者、厚生年金保険の被保険者及び共済組合の組合員。被用者年金保険の老齢（退職）給付の受給権を有する在職者も含む。

被保険者以外

上記以外の者であり、以下のように分類している。

公的年金受給権あり

公的年金（恩給を含む。）の裁定を受けており、受給権を有する者。老齢（退職）給付に限らず、障害及び遺族給付の受給権者も含む。

公的年金受給権なし

公的年金（恩給を含む。）の裁定を受けておらず、受給権を有しない者。65歳未満の者で受給資格期間を満たしているが65歳の年齢到達を待っている者、65歳以上の者で受給要件を満たしているが支給開始年齢の繰下げをするために年金裁定を受けていない者も含む。

さらにこの者を、配偶者の状況によって、以下のように分類している。

① 夫婦としては年金をもらっている者等

配偶者が同一世帯に同居しており、その配偶者が公的年金（恩給を含む。）の受給権を有するまたは、被保険者である者。

この者は、本人に公的年金受給権はないが、配偶者が公的年金を受けることになり、夫婦として（世帯として）は公的年金受給権を持つことになる者である。

② それ以外の公的年金受給権なしの者

①以外の公的年金受給権なしの者。配偶者がいない者、配偶者が同居していない者及び配偶者の状況が不詳の者も含む。

就業形態

就業者について、以下のように区分している。社会保険の適用関係を直接示すものではない。

自営

個人経営の商店主、工場主、農業主等の事業主や開業医、弁護士、著述家、行商従事者等。なお、農家や個人商店等の家族従業者も含む。

雇用者

期間を定めずに事業所に使用される者（正社員やあらかじめ2ヶ月を超える期間を定めて使用される者等）、又は臨時に使用される者であって、以下のイ、ロ、ハ、ニのいずれかに該当する者。

イ 日々雇い入れられる者で、使用されてから1ヶ月以上経過し、引続き使用されることとなった者。

ロ 2ヶ月以内の期間を定めて使用される者で、その期間を超えて引続き使用されることとなった者。

ハ 季節的業務に使用されている者で、4ヶ月を超えて使用されている又は使用される見込みの者。

ニ 臨時的事業の事業所に使用されている者で、6ヶ月を超えて使用されている又は使用される見込みの者。

さらにこの者を以下のように分類している。

① フルタイムの雇用者

雇用者であって、1日の所定労働時間及び1か月の所定労働日数が概ね一般社員に相当する者。

② フルタイムでない雇用者

「フルタイムの雇用者」以外の雇用者。

その他

「自営」、「雇用者」以外の就業者（例：学生の家庭教師等のアルバイト、内職等）。

労働契約形態

雇用者の労働契約形態について、以下のように区分している。社会保険の適用関係を直接示すものではない。

労働者派遣事業所の派遣社員

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号。「労働者派遣法」と呼ばれている。）に基づいて派遣元事業所から派遣されている者。派遣元事業主、派遣労働者及び派遣先の間には以下の関係が存在する。

- ・派遣元事業主と派遣労働者の間に雇用関係
- ・派遣元事業主と派遣先の間には労働者派遣契約
- ・派遣先と派遣労働者の間に指揮命令関係（派遣先が派遣労働者の指揮命令権を持つ）

以下の2つの型がある。

① 登録型

派遣元が派遣労働を希望する労働者を登録しておき、労働者を派遣する際に登録されている者の中から期間を定めて雇用し派遣を行う形態をいう。派遣する際に締結された雇用契約は、定められた期間が終了すれば解除される。契約期間中と登録期間中の2つの場合があるが、両期間中とも、「登録型」に該当する。

② 常用型

派遣元に常用労働者として雇用されている形態をいう。期間の定めなく派遣元と派遣労働者の間に雇用契約が存在する場合の他に、1年以上の雇用契約によって派遣労働者が採用されている場合も含む。

下請従業者

下請として請負先の事業所で働いている者。

都市規模

平成16年11月31日現在の市町村の規模について、平成17年10月1日現在の人口を基に、以下のように区分している。

政令指定都市

東京都特別区及び平成16年11月31日現在の政令指定都市（札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市の13都市）。

人口20万以上の市

上記以外の人口20万以上の市及び県庁所在市。

人口10～20万の市

上記以外の人口10万以上20万未満の市。

人口10万未満の市

人口10万未満の市。

町村

町及び村。